

センシング技術応用研究会会則

1. 本会はセンシング技術応用研究会と称する。
2. 本会はセンサ・トランスデューサの開発と新しい応用に関するセンシング技術の向上普及を図り各種産業における新技術の発展に貢献することを目的とする。
3. 本会は前条の目的を達成するために研究例会、講演会、講習会等を開催して次の事業を行う。
イ 学術、技術に関する研究報告と紹介 ロ 現場提起の技術懇談 ハ 技術情報の収集と交換
ニ 内外の学協会との協力及び連携 ホ 会員の相互親睦その他の必要な事業
- 3-2 研究例会は原則として年 4 回以上開催するものとする。また上記事業を推進するため特定テーマに関する開発プロジェクト分科会を設けることができる。
4. 本会の事務所は大阪府立産業技術総合研究所内(社)大阪府技術協会に置く。
5. 会員は本会の目的に賛同し本会の維持と発展に協力する団体または個人とする。但し個人会員は原則として大学、国公立研究所などに属する個人及び理事会で承認された個人とする。
6. 会費は次のとおりとする。
イ 団体会費は一口 年額 30,000 円とし、前納を原則とする。
ロ 個人会費は年額 3,000 円とし、前納を原則とする。
7. 本会への入会または退会は申し出により理事会の承認を得るものとする。
8. 本会は次の役員を置く。
イ 会長 1 名 ロ 副会長 3 名程度 ハ 理事 若干名 ニ 幹事 若干名
ホ 監事 2 名 ヘ 顧問 若干名
9. 本会は名誉会長を置くことができる。
10. 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
11. 役員の任務は次の通りとする。
イ 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに会議の招集、司会する。
ロ 副会長は会長を補佐し、会長の任務の一部を代行することができる。
ハ 理事は本会の活動について把握し、理事会に出席し、運営・活動方針について審議する。
ニ 幹事は本会の活動について企画すると共に運営についての実務を処理する。
ホ 監事は会計を監査する。
12. 本会は会員をもって構成する総会を行う。総会は会員の過半数（委任状や電子媒体による委任を含む）をもって成立する。
12-2. 総会は次の 2 種類とする。
イ 定期総会 毎年度終了後の 3 ヶ月以内に 1 回行う。
ロ 臨時総会 会長が必要と認めたととき行うことができる。
- 12-3. 理事会は年 1 回以上行う。
13. 次の事項は総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。
イ 会則の変更 ロ 事業計画 ハ 事業報告
ニ 収支決算報告 ホ 役員を選任 ヘ その他の必要な事項
- 13-2. 任期途中における役員交代は理事会により行うことができる。また、幹事は会長の指名により選任する。
14. 本会則は、昭和 52 年 8 月 9 日より施行する。

附則

1. 会計年度は 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとする。
2. 昭和 63 年 7 月 26 日改定
3. 平成元年 7 月 18 日改定
4. 平成 19 年 9 月 11 日改定
5. 平成 20 年 1 月 23 日改定